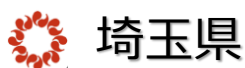


# 事業概要及び用地測量について

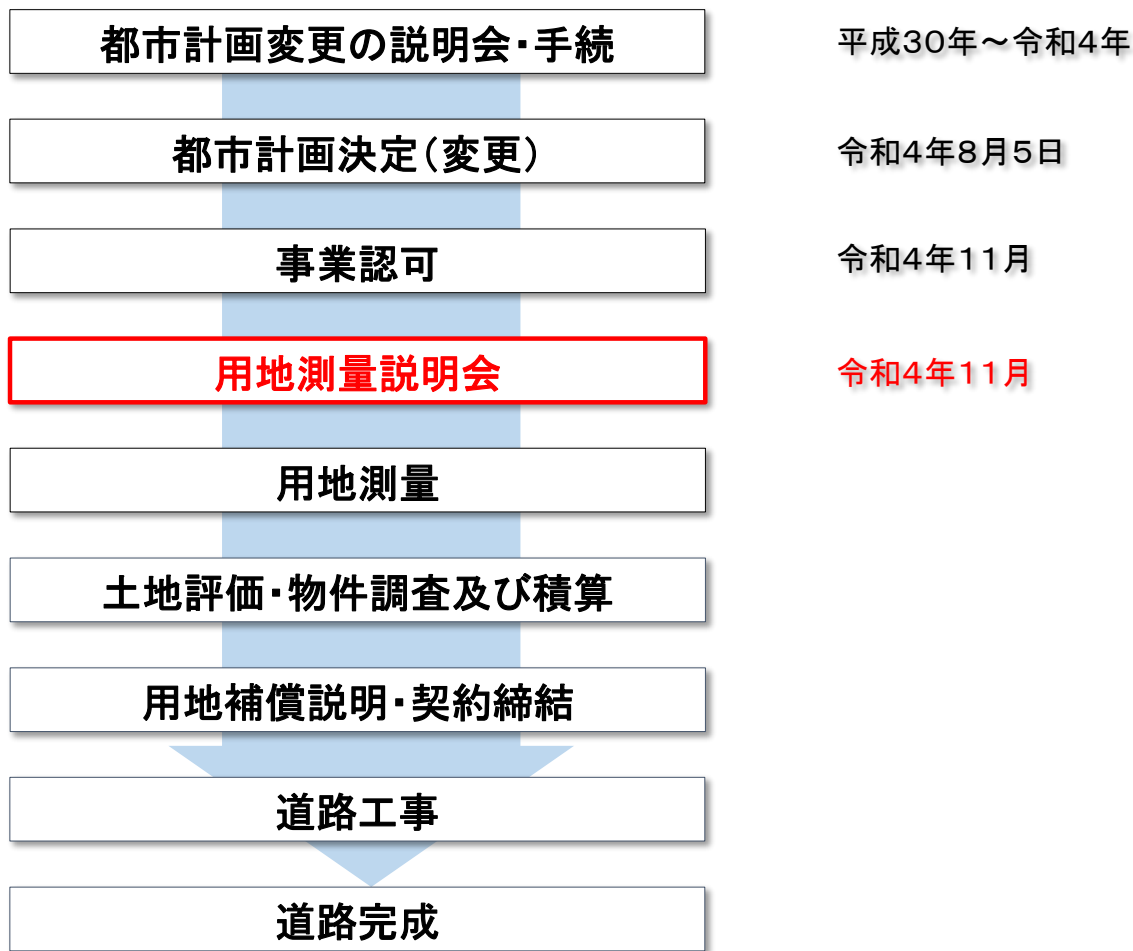
越谷都市計画道路 3・3・3 号  
浦和野田線（元荒川工区）

---

令和 4 年 1 1 月



ただ今から、都市計画道路浦和野田線元荒川工区の  
事業概要及び用地測量について、ご説明します。

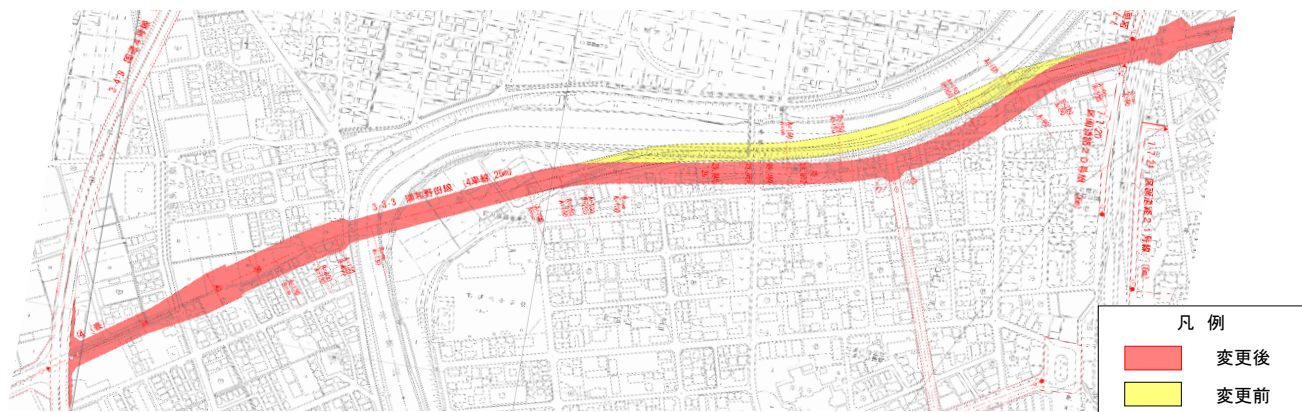


本日の説明会の事業スケジュール上の位置づけです。

次ページ以降で詳細について説明させていただきます。

## 1. これまでの経緯

- 浦和野田線(元荒川工区)の整備に向け、整備の必要性や都市計画変更の考え方について平成30年から地元説明会を地区毎にのべ22回実施。
- 令和4年からは都市計画変更の手続きに着手し、公聴会や都市計画変更案の縦覧等を実施。
- 令和4年7月に変更案が都市計画審議会で可決され、8月5日に告示。  
(河川内を通るルートから左岸平面ルートに変更。)



## 2. これからの進め方

- 事業の実施にあたり、用地測量に着手していく。
- 地域の方々からいただいている各種課題について、意見交換を行いながら、詳細な道路構造等を決定していく。

まず、これまでの経緯について説明します。

浦和野田線の必要性や整備の方針そしてルートの変更などについて、地域の皆さまのご意見を伺うために、平成30年から令和3年までの4年間、地区ごとに説明会を実施してまいりました。今年の1月から都市計画変更の手続きに入り、公聴会や案の縦覧を行い、令和4年7月に変更案が都市計画審議会で可決され、8月5日に告示されました。

次にこれからの進め方ですが、変更された計画に基づき事業を実施していきたいと考えております。

つきましては、用地の取得に向けて、用地測量に着手していきます。

また、並行して、これまでの説明会で地域の方々からいただきました各種課題について、引き続き意見交換を行いながら、詳細な道路構造等を決定していきます。

## 1 事業概要

## 2 継続して検討していく事項

## 3 事業スケジュール

質疑応答

## 4 用地測量の流れ、実施方法

## 5 用地補償の流れ

地域の皆さま全体  
に向けた説明内容

用地の対象者・隣接者  
に向けた説明内容

本日ご説明させていただく内容です。

説明は大きく分けて2つでございます。

前半は、「事業概要やスケジュールについて」、

後半は、「用地測量や用地補償の流れについて」です。

前半の内容は、地域にお住まいの方全体に向けた説明でございますが、

後半の内容は、道路用地の対象となる方及びその土地に隣接する方に向けた説明となります。

前後半の間に質疑応答をはさみますので、

後半の説明の対象外の方はお帰りいただいても構いません。

なお、後半の説明の対象である用地の対象者及び隣接者の方は、事前に個別郵送で本説明会のお知らせを送付させていただいた方となります。

それでは、順に説明させていただきます。

# 1 事業概要

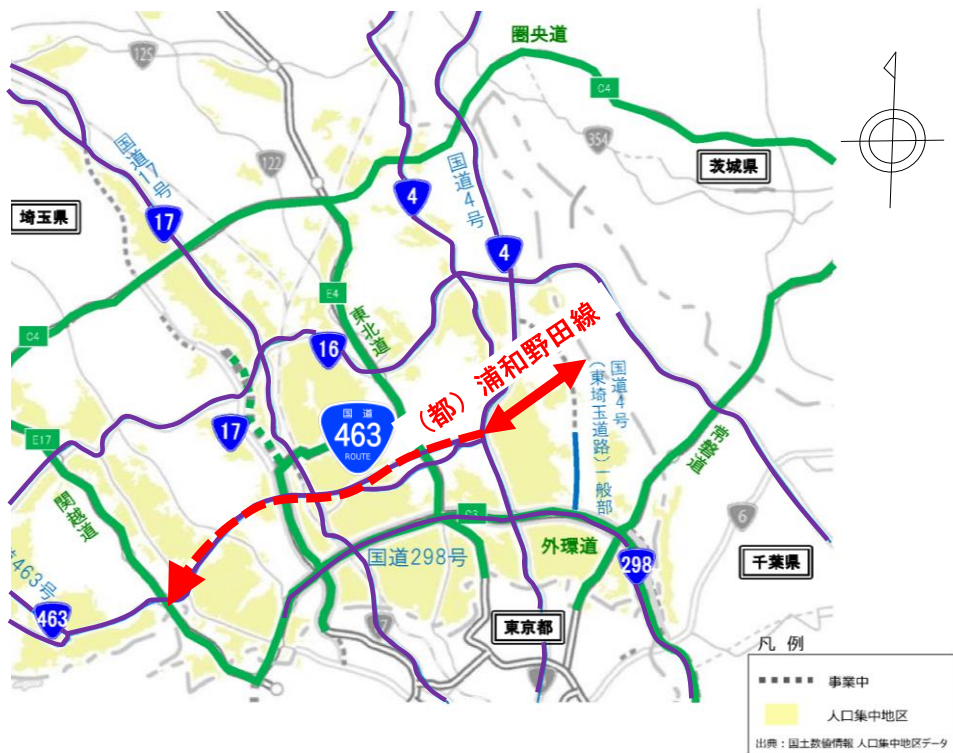
---

はじめに、事業の概要についてです。

## 浦和野田線の役割

- ・埼玉県と千葉県を結ぶ広域幹線道路
- ・埼玉県内では国道463号と接続し、県南西部から南東部地域を横断し、外環道や国道16号を補完する骨格的な道路
- ・地域の人やモノの移動を支える大動脈

- ◇ 名称  
越谷都市計画道路  
3・3・3号浦和野田線
- ◇ 当初決定  
昭和34年10月31日
- ◇ 最終決定  
令和4年8月5日
- ◇ 起点  
越谷市神明町2丁目  
(国道4号・神明町(北)交差点)
- ◇ 終点  
松伏町大字金杉字天神  
(千葉県境・野田橋)
- ◇ 延長  
約8,300m
- ◇ 幅員  
25m(標準)



こちらは都市計画道路浦和野田線の路線概要をまとめたものです。

浦和野田線は、県南東部を東西に連絡する

延長8.3kmの広域幹線道路として、昭和34年10月に当初の都市計画決定をしました。

その後、昭和62年11月に元荒川工区においてルートの一部を変更し、今年の8月に最終決定しています。

浦和野田線の一部区間(元荒川工区)における都市計画事業認可が、令和4年11月18日に告示されました。これにより事業を推進するとともに、各種制限等が発生します。

項目	内容
事業認可告示日	令和4年11月18日
施行者の名称	埼玉県
都市計画事業の種類及び名称	越谷都市計画道路事業3・3・3号浦和野田線
事業施行期間	令和4年11月18日 ~ 令和14年3月31日
事業地	埼玉県越谷市大字南荻島字戸井地内 ~ 北越谷5丁目地内

#### ○ 建築等の制限(都市計画法第65条)

事業地内において、都市計画事業の施行の障害となる土地の形質の変更や建築物の建築等を行う場合は、越谷市長の許可が必要になります。

#### ○ 土地建物売買の制限(都市計画法第67条)

事業地内の土地建物を有償譲渡する際は、事前に予定金額、土地を譲り渡そうとする相手方等を書面で埼玉県知事に届けなければなりません。

#### ○ 土地収用法の適用(都市計画法第69条・第70条)

土地収用法に基づく各種規定が適用可能になります。

次に事業認可についてです。

事業認可とは、都市計画事業として道路の整備を行うにあたり、事業を行う埼玉県が認可権者である国から受ける認可のことです。

浦和野田線元荒川工区では、11月18日に事業認可が告示されたので、都市計画法66条に基づき皆様に周知いたします。

認可の主な内容は表に記載のある通りであり、事業期間は令和14年3月までの約10年間となっております。

事業認可を取得したことに伴い、事業を促進するため、以下の丸に示すような都市計画法に基づく各種制限等が発生します。

まず、建築等の制限が生じます。

事業地内つまり道路の予定地内において、土地の形質の変更や建築等を行う場合は越谷市長の許可が必要になります。

次に土地や建物の売買の制限が生じます。

事業地内の土地や建物を有償で譲渡する場合は、事前に予定金額や買主等を埼玉県に届け出る必要があります。

また、土地収用法の規定が適用されるようになります。

このほか、土地の買い取り請求をできる規定もございますが建物や工作物がないものに限られます。

浦和野田線(元荒川工区)の事業認可の区間は国道4号から県道大野島越谷線までの1,333mの区間となります。幅員は標準部で25m、元荒川の西側で最大43mの道路となります。

平面図

延長 1,333m 、 幅員 25.0m~43.0m



次に事業認可の区間です。

浦和野田線元荒川工区の区間はこれまでの説明会でもご説明させていただいているとおり国道4号から東武スカイツリーラインの東側の県道大野島越谷線までの1,333mの区間です。

道路の幅員は標準部分で25m、元荒川の西側の部分で最大43mとなります。



浦和野田線（元荒川工区）の標準的な幅員構成は下のイメージのとおりです。交差点部では右折帯が出来るため幅員構成は異なります。

【幅員構成】

車道	W=3.25m
路肩	W=0.5m
歩道等	W=4.5m

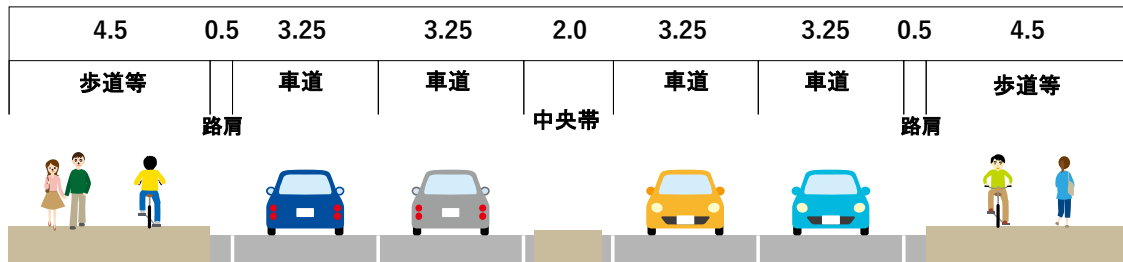
【供用区間の状況（栄進中横断歩道橋から東側を望む）】



【標準的な幅員構成（イメージ）】

25.0

単位：m



※この図はイメージであり、詳細は今後の関係機関との調整等により変更になる場合があります。

ここから道路の設計の概要について説明します。

まず、道路の幅員構成についてです。

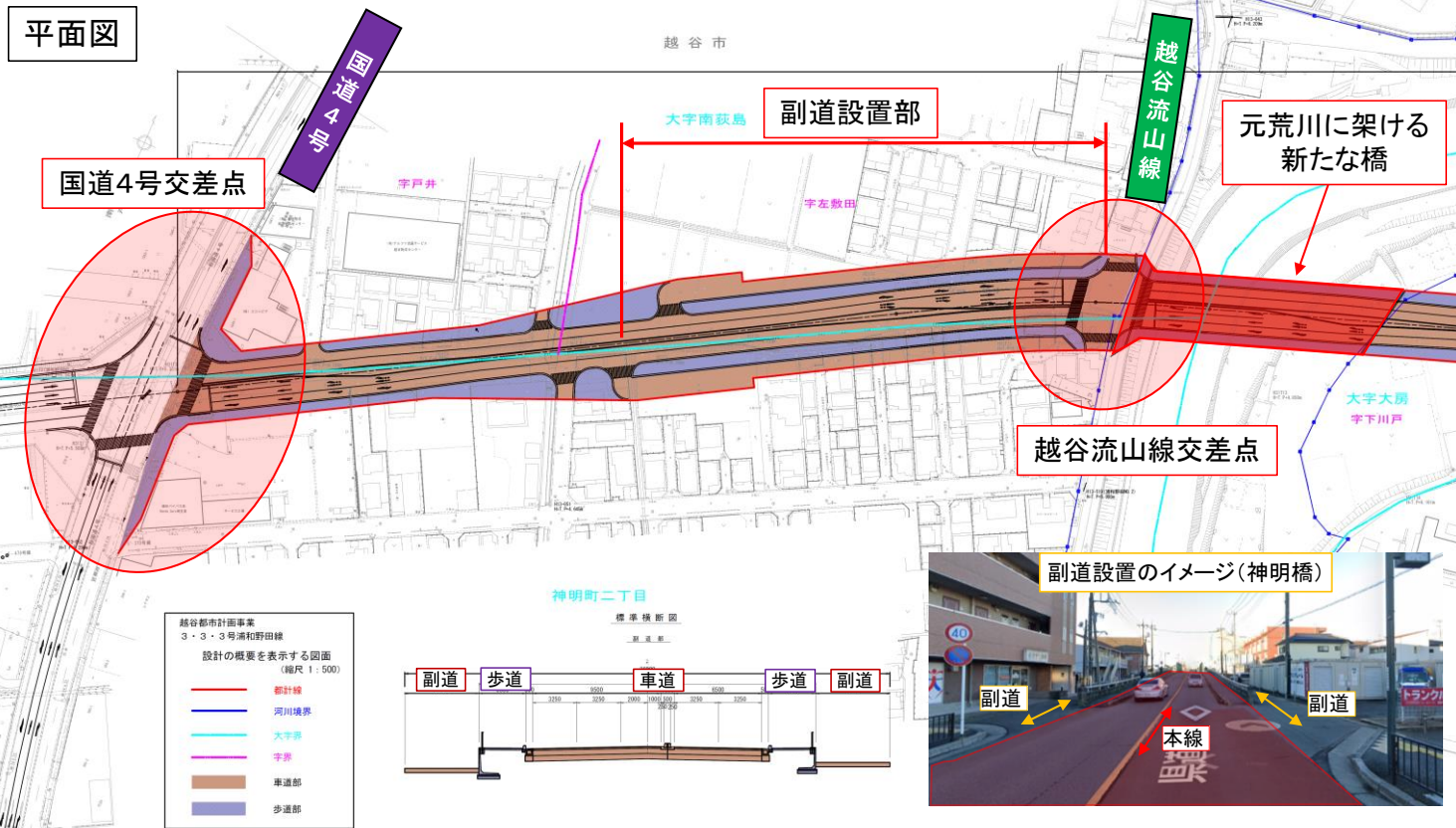
下の図が今回の区間の標準的な横断構成であり、4車線の車道と両側に4.5mの歩道等を設置し、全幅25mの道路となります。

なお、交差点部では右折帯が出来ますので標準的な幅員構成とは異なります。

これらについては、既に整備がなされている本区間の東側 栄進中学校の前の道路と同じイメージとなります。

- ・浦和野田線の起点部は、国道4号と平面交差し、現在T字の交差点が十字型になります。
- ・起点から元荒川に新たに架ける橋に向かい道路の高さが上がるため副道を設置します。
- ・越谷流山線とは平面交差し、新たに交差点を設置します。

平面図



続いて国道4号から県道越谷流山線までの区間の道路構造についてです。

まず、今回の整備の起点部にあたる国道4号との交差点は、平面交差し、現在T字の交差点となっているものが十字型となります。

起点部から越谷流山線にかけては、元荒川に新たに橋を架けることから道路の高さが上がっていきます。

そうしますと道路と隣接地との間で高低差が生じてしまい、隣接地が道路と接続しなくなることがございますので副道を整備することで隣接地への乗り入れを可能にします。

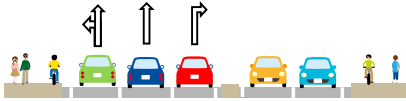
越谷流山線とは平面交差し、新たに信号付きの交差点を整備します。

浦和野田線の整備に併せて越谷流山線の線形を変更します。現在、詳細な設計を行い道路の線形を検討しているところですので、決まり次第改めてお知らせします。

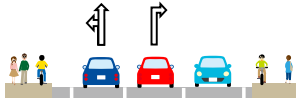
### [基本的な考え方]

- (1) 元荒川に新たな橋を架けるとともに浦和野田線と平面交差できるように交差位置と越谷流山線の道路線形を変更する
- (2) 越谷流山線の見通しをよくするため線形を直線的にする
- (3) 越谷流山線にも右折帯を設置する

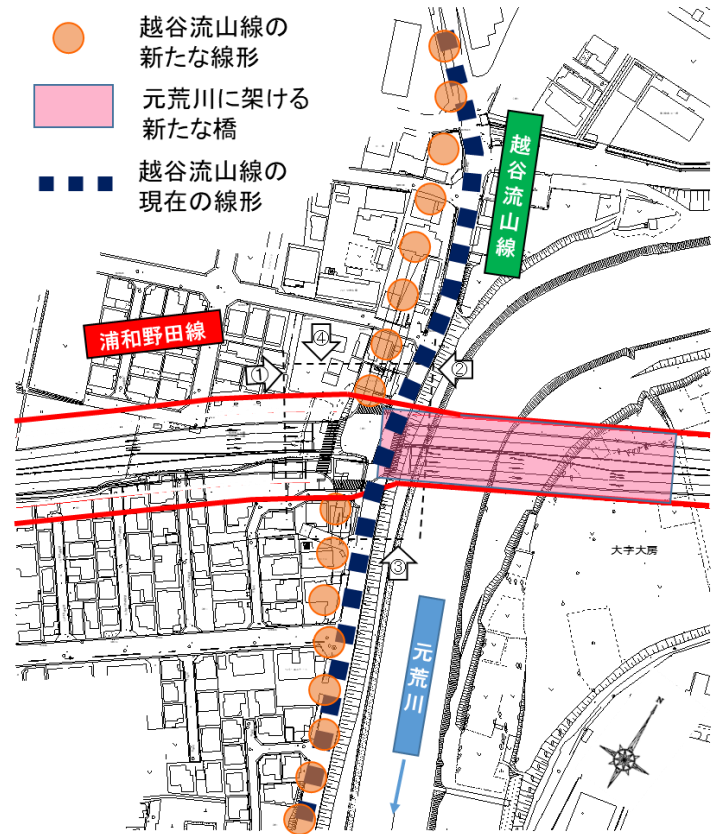
#### ①②浦和野田線



#### ③④越谷流山線



(注)越谷流山線や元荒川に架ける新たな橋については、今後詳細に設計を行い、適宜最適な構造や区域にしていきます。



次に越谷流山線の計画についてです。

浦和野田線の整備に伴い、元荒川に新たな橋を架けます。

浦和野田線と越谷流山線は、平面交差できるように交差位置及び越谷流山線の道路線形を変更します。

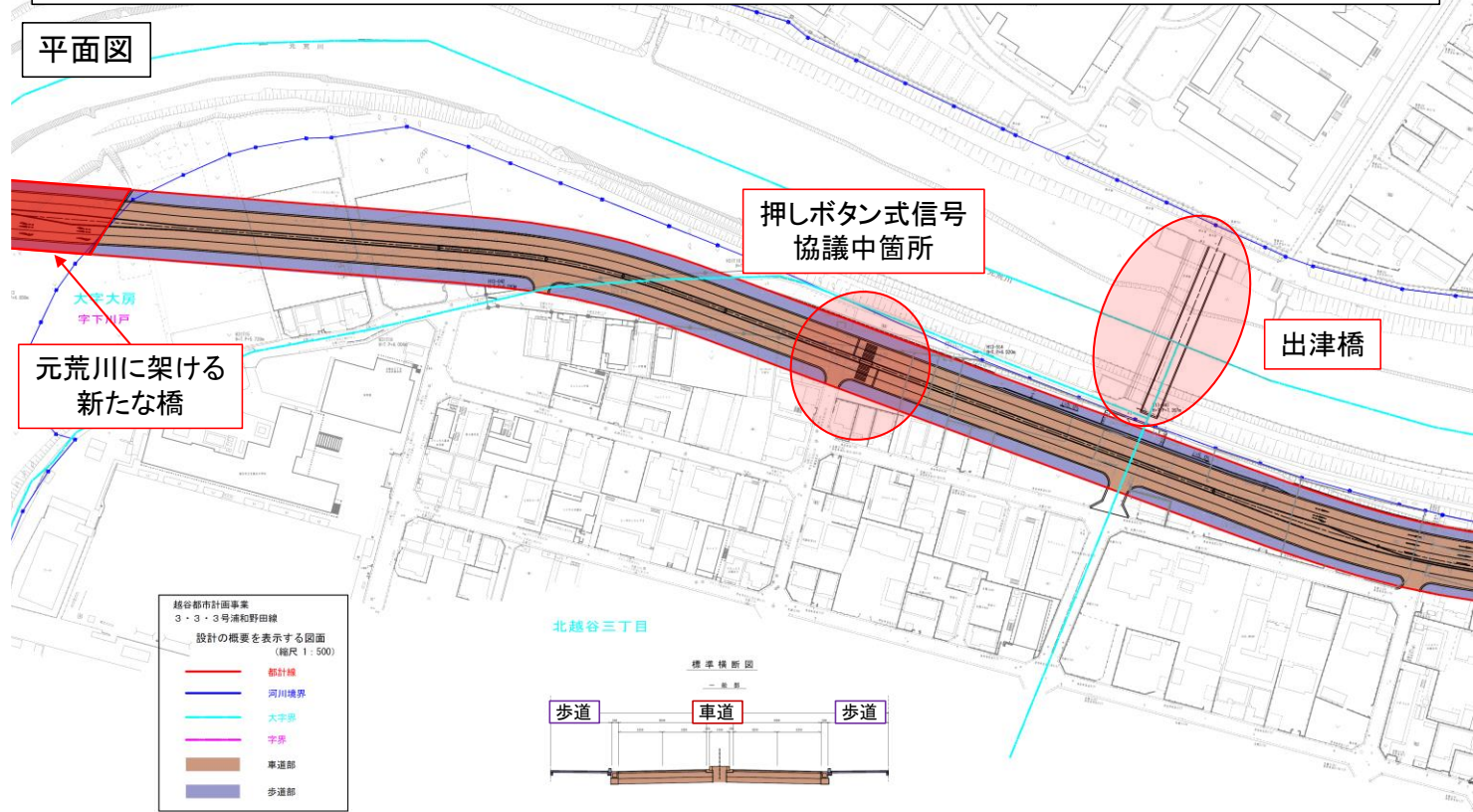
越谷流山線については、見通しを良くするために線形を直線的にするとともに、右折帯を設置します。

越谷流山線の線形については、橋梁の設計等の影響を大きく受けることなどから現在も継続して設計・検討を行っているところです。

周辺にお住まいの方には大変申し訳ございませんが、設計が固まり次第、改めて説明会等でお知らせさせていただきます。

- ・元荒川の堤防と並行し、道路を整備します。
- ・出津橋は、浦和野田線の整備に併せて架け替えを行う予定です。
- ・出津橋から西側に100mほどの箇所に押しボタン式横断歩道を設置予定です。（協議中）

平面図



続いて、元荒川に架ける新たな橋から出津橋付近までの道路構造についてです。

この区間においては、元荒川の堤防と並行して道路を整備していきます。

出津橋においては浦和野田線の整備に併せて越谷市において架け替えを行う予定です。

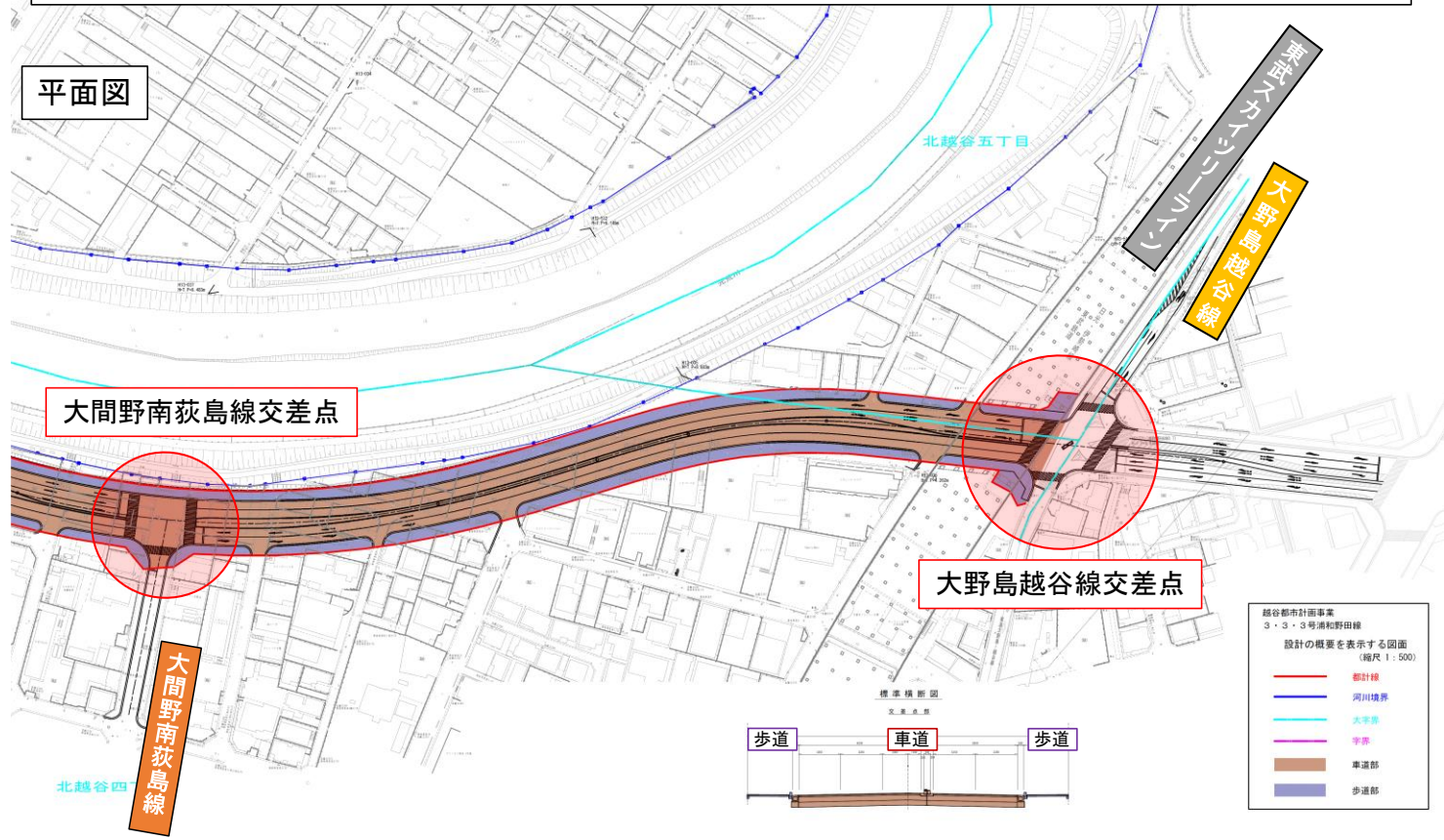
なお、現在の浦和野田線の道路計画では出津橋のほうが道路より高くなり、高低差が生じてしまうため、出津橋を渡ってきた箇所において浦和野田線を横断することは出来ないものとなっております。

そのため、出津橋から西に100mほどの箇所に押しボタン式横断歩道の設置を行うことについて警察と協議中です。

出津橋周辺の横断方法については、住民の方からも様々な意見をいただいておりますので引き続き意見交換を行いながら最適な構造を検討してきます。

- ・現在行き止まりになっている大間野南荻島線と平面交差し、T字型の交差点を整備します。
- ・終点部では、大野島越谷線と平面交差し、現在T字の交差点が十字型になります。

平面図



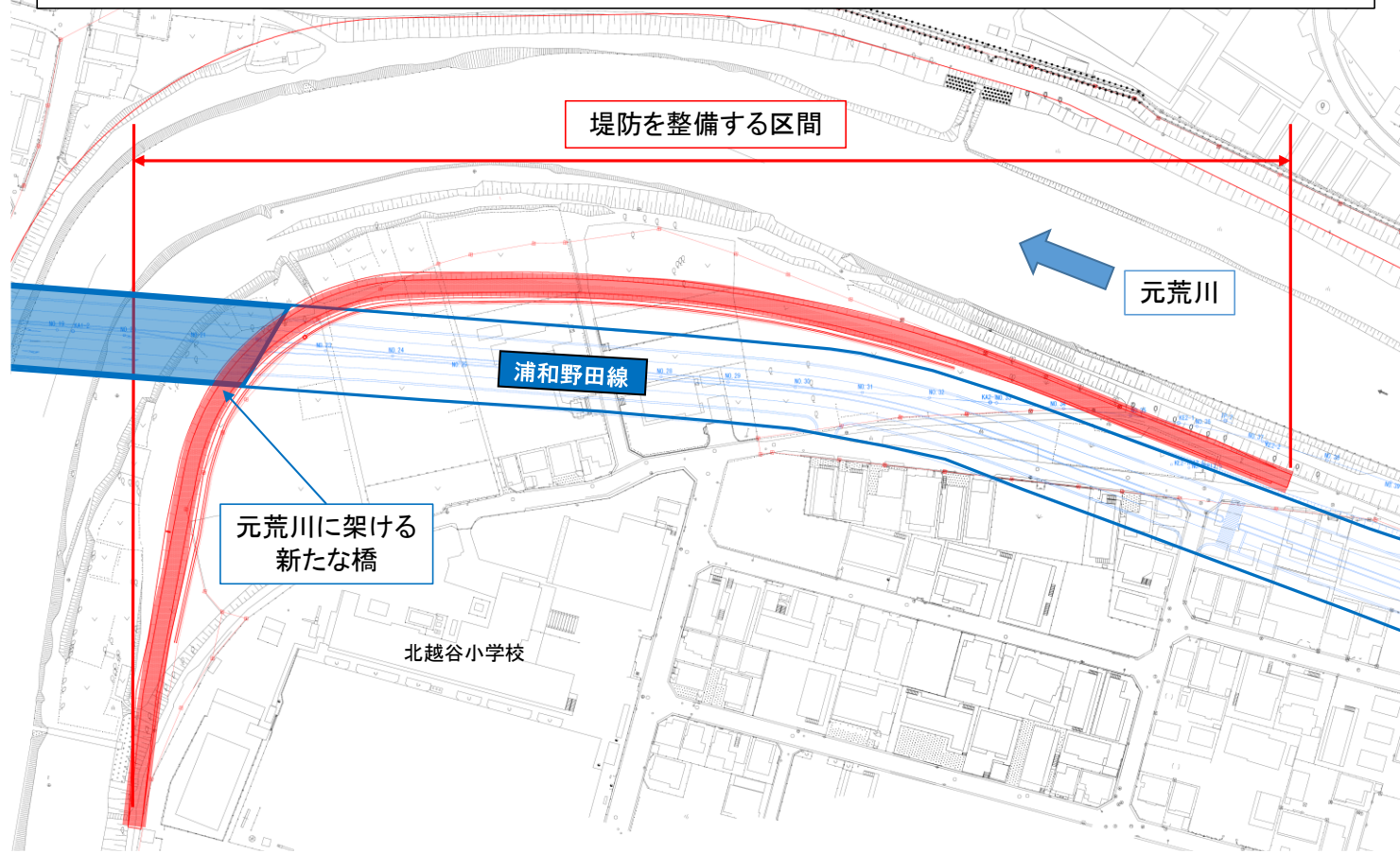
最後に大間野南荻島線から県道大野島越谷線までの道路構造についてです。

現在行き止まりになっている大間野南荻島線と平面交差し、T字型の交差点を新たに整備します。

この交差点には信号機、横断歩道を設置予定です。

浦和野田線元荒川工区の終点部においては、大野島越谷線と平面交差し、現在T字の交差点が十字型になる計画となっております。

- ・浦和野田線の整備に併せて元荒川の堤防整備を行います。
- ・堤防整備に必要な用地取得については、道路と併せて行っていきます。



次に、元荒川の河川整備についてです。

浦和野田線の道路・橋梁整備に併せて、埼玉県総合治水事務所において河川の堤防の整備も行っていきます。

堤防整備にあたっては用地のご協力をいただく必要があるため、用地測量や土地の調査、用地の交渉については道路部分と併せて行っていきます。

## 2 継続して検討していく事項

---

次に、継続して検討していく事項についてです。

地域の住民の方々から多くのご要望をいただいている以下の事項等については、今後も継続して検討を実施し、住民の方々の意見を伺いながら、最適な対策を決定していきます。

### 主なご要望事項

- ① 自然環境・景観対策  
自然環境や景観に配慮した道路構造とすること
- ② 生活道路の安全対策  
生活道路が抜け道として使われることが無いよう、対策を図ること。
- ③ 出津橋周辺の円滑な横断対策  
文教大学生など現在でも歩行者・自転車交通が多い、出津橋の人流について、浦和野田線の整備による支障が出ないように、円滑な交通が図られる対策を行うこと。
- ④ 生活環境(騒音等)対策  
道路に教育施設や住宅等が近接するため、騒音等の対策を行うこと。

浦和野田線の整備にあたっては、地域の住民の方々から多くのご要望事項をいただいています。

主な要望事項として、

- ①自然環境や景観に配慮した道路構造とすること
  - ②生活道路の安全が確保されるよう、対策を行うこと
  - ③出津橋付近の円滑な横断を確保すること
  - ④騒音等の対策を行うこと
- などをいただいています。

これらについては、今後も継続して検討を実施し、住民の方々の意見を伺いながら最適な対策を決定していきます。



※いずれの対策も検討中のものであり、決定したものではありません

### ①自然環境・景観対策

- ・法面や擁壁部の緑化
- ・季節が感じられる街路樹の樹種の選定
- ・道路付属物(転落防止柵等)について、風景に馴染む色彩を採用
- ・道路照明灯の光源について、桜や植樹の色が本来の色に見えるように工夫

### ②生活道路の安全対策

- ・浦和野田線と生活道路の接続部に、車両進入抑制のための車止めを設置

### ③出津橋周辺の円滑な横断対策

- ・立体横断施設(横断歩道橋等)の設置

### ④生活環境(騒音等)対策

- ・低騒音舗装の採用
- ・元荒川平行部において、車道部を河川側に1m程度寄せる併せて、住宅地側歩道部に植樹による緩衝帯を設置

先ほどお示しした各種要望に対する現在の検討状況について報告します。

これらはいずれも検討中のものであり決定したものではありませんのでご注意ください。

先ず自然環境・景観対策については、

- ・法面や擁壁部の緑化を図ることや
  - ・季節が感じられる街路樹を選定すること
  - ・転落防止柵などの道路付属物について、風景に馴染む色彩を採用すること
- などを検討しております。

次に生活道路の安全対策については、

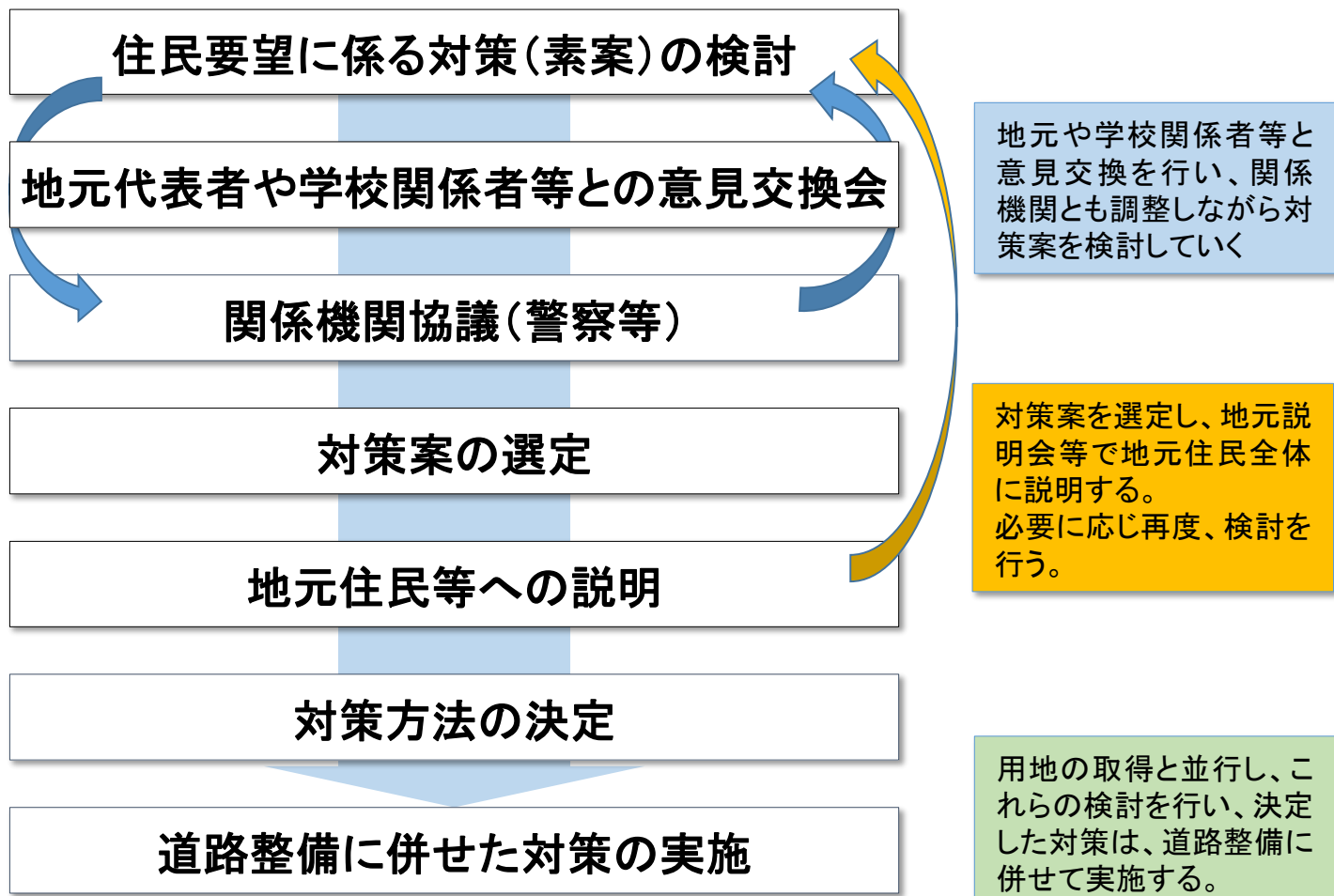
浦和野田線と生活道路との接続部に、車止めを設置し、車両の進入を抑制することなどが対策として考えられます。

出津橋周辺の円滑な横断対策については、

例えば横断歩道橋の設置なども含めて検討をしているところです。

生活環境(騒音等)対策については、

低騒音舗装を採用することや、元荒川並行部において車道部を1m程度河川側に寄せ、かつ、住宅地側歩道に植樹による緩衝帯を設置することなどを検討しています。



次に住民要望に対する対策の検討をどのように行っていくかということについて

進め方の案をご説明します。

先ず先ほど示した通り対策の素案を県で検討します。

次に自治会長などの地元の代表者や北越谷小学校や文教大学などの学校関係者、加えて埼玉県、越谷市、警察などで意見交換を行いながら、対策案を検討し、必要な関係機関協議を行います。

これを何度か行っただうえで、対策案を選定し、地元説明会等で地域の方々全体にご報告させていただきます。

その中でいただいたご意見などを踏まえて、必要に応じて再度、検討を行っていきます。

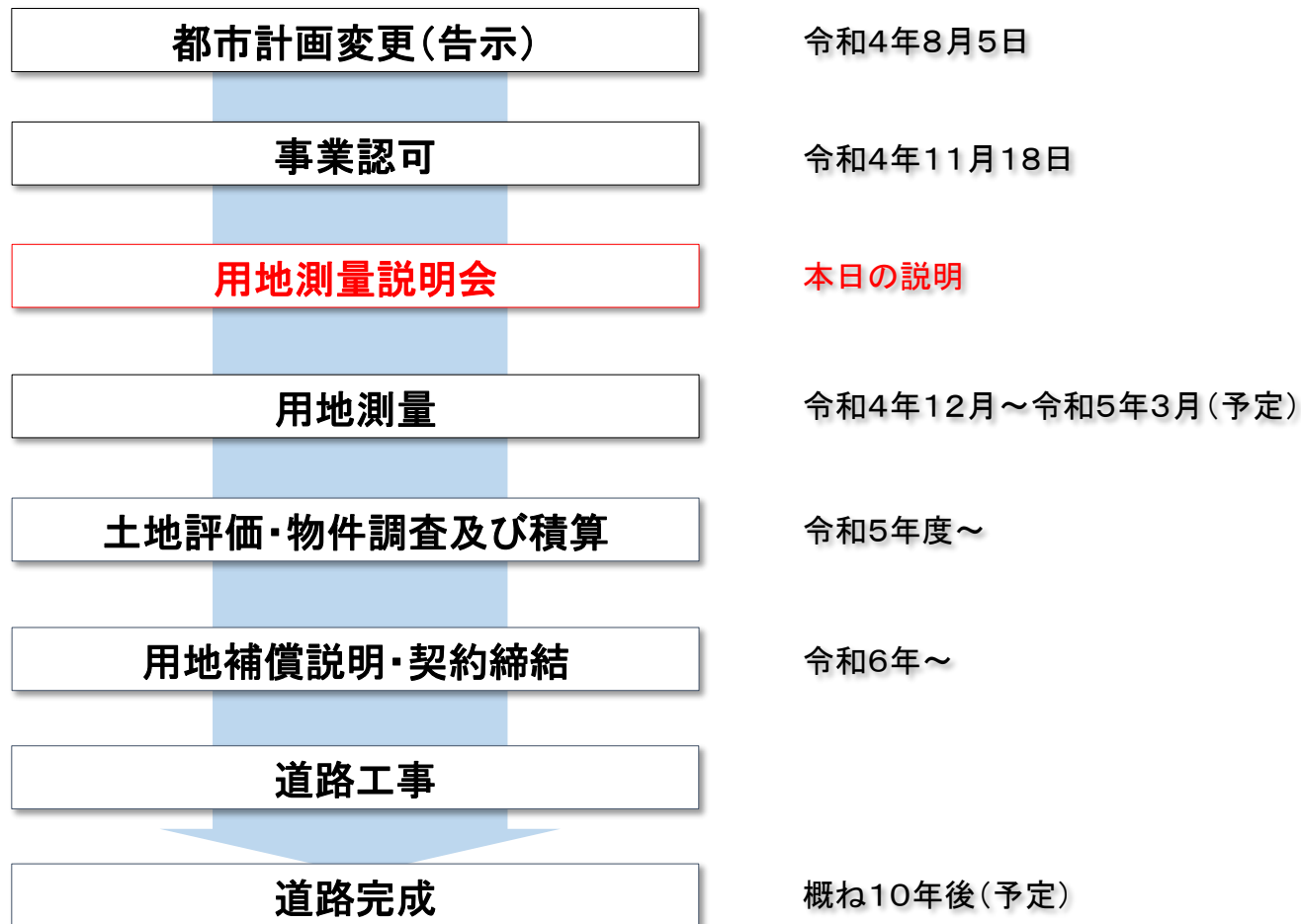
これらの検討を用地の取得と並行して行い、決定した対策は道路整備に併せて実施していきます。

このような進め方で検討等を実施していくことで地域の方々にとって良い道路となるよう努めていきます。

## 3 事業スケジュール

---

続いて、事業のスケジュールについて説明します。



都市計画変更告示が今年の8月5日に行われ、  
11月18日に事業認可を取得し、本日の説明会に至っています。

今後は、12月頃から用地測量に着手し、来年3月を目標に作業を進めます。

用地測量完了後、令和5年度から補償額を算定するための土地や建物の調査を  
順次行わせていただく予定です。

これが完了したところから順次、令和6年からを目途に用地の交渉に入らせていただきたい  
と考えております。

道路工事については、ある程度まとまった土地が確保され次第、着手していく予定です。

道路の完成は、概ね10年後を目標に進めて参ります。

## 4 用地測量の流れ、実施方法

---

ここからは、用地の対象者、隣接者の方を対象とした、用地測量の流れ等についてご説明します。

用地測量とは、道路を整備するために必要となる土地・区画について、周辺の土地との境界及び土地・区画全体の面積を確認し、道路用地として取得させていただく土地の面積を求めることを目的とするものです。

#### 【ご注意ください事項】

- 境界を確認したのち、対象となる皆さま(計画道路内に土地や建物をお持ちの方)と土地の取得や家屋移転などについて、個別にご相談させていただきます。
- 今回、個別に説明会のお知らせを郵送させていただいた方々が用地測量の対象(対象地、隣接地)になると考えております。今後、さらに詳細な調査を行ったうえで、**用地測量の対象となる方々に対しては、1月中旬以降にご案内(現地立会)の文書を順次配布させていただきます。**

まず、用地測量の目的です。

用地測量とは、計画道路を整備するために必要となる土地・区画について、周辺の土地との境界及び土地・区画全体の面積を確認し、関係する皆さまに立会・確認をお願いした上で、道路用地として取得させていただく土地の面積を求めるものです。従いまして、この測量を実施することで、協力をお願いする土地の面積が明確になります。

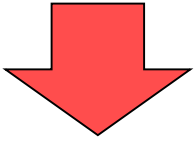
用地測量において境界を確認したのち、土地・建物の補償額を基準に基づき算定させていただき、対象となる皆さまと、土地の取得や家屋移転について個別にご相談させていただく形となります。

なお今回の説明会では、計画道路の周辺にお住いで用地測量の対象と思われる方々に対して、個別にお知らせを郵送させていただいております。今後、詳細な測量の作業等を行っていく中で、用地測量の対象となる方が決まります。その際、今回郵送させていただいた方が対象外となることもありますのであらかじめご了承ください。

用地測量の対象となる方々に対しては、改めて、1月中旬以降にご案内(現地立会)の文書を順次配布させていただきますので、ご協力をお願い致します。

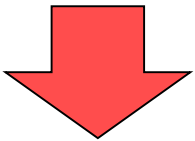
用地測量は、下のフロー図の流れで令和4年12月から令和5年3月頃までの予定で進めていきます。

### 1. 境界を確認するための事前調査



- 土地の境界を確認するために必要な、公図や土地登記簿等を法務局などから資料を収集します。(現在実施中)
- 皆さま方の敷地内で、既存の境界を示す杭やプレートなどを確認させていただきます。

### 2. 境界を確認するための現地立会



- 現在ある道路や堤防などの公共用地と私有地との境界を確認します。
- 私有地と私有地の境界を確認します。
- ※ 現地で境界を確認するための立会をお願いします。

### 3. 道路用地として取得させていただく土地面積の確定

- 現地の状況や必要に応じて、道路の計画幅を示す杭や仮境界杭の設置をさせていただきます。

続きまして、用地測量の流れ、進め方になります。  
用地測量の流れといたしましては、大きく分けて、

- 1、境界を確認するための事前調査
- 2、境界を確認するための現地立会
- 3、道路用地として取得させていただく土地面積の確定

の3つとなります。この3つについて、各項目ごとに具体的な内容をご説明させていただきます。

まず1つ目、境界を確認するための事前調査です。

今後、皆さまに道路用地としてご協力をお願いする上で、道路にかかる土地・区画全体の面積を求める必要があります。

ここではそのための第一歩として、法務局から公図や土地登記簿等の情報を収集することや、皆さま方の土地の一部に立ち入りをさせていただき、既存の境界を示す杭やプレート等の確認をさせていただく作業を行います。

なお、皆さま方のお宅に立ち入らせていただく際には、お声がけさせていただきます。

次に2つ目、境界を確認するための現地立会です。

先ほどの1つ目、「境界を確認するための事前調査」の結果に基づき、道路などの公共用地と現地において皆さま方がお持ちの土地（私有地）との境界を確認します。また、私有地と私有地との境界を確認します。

その際には、現地で境界を確認するため、皆さまに立会をお願いいたします。

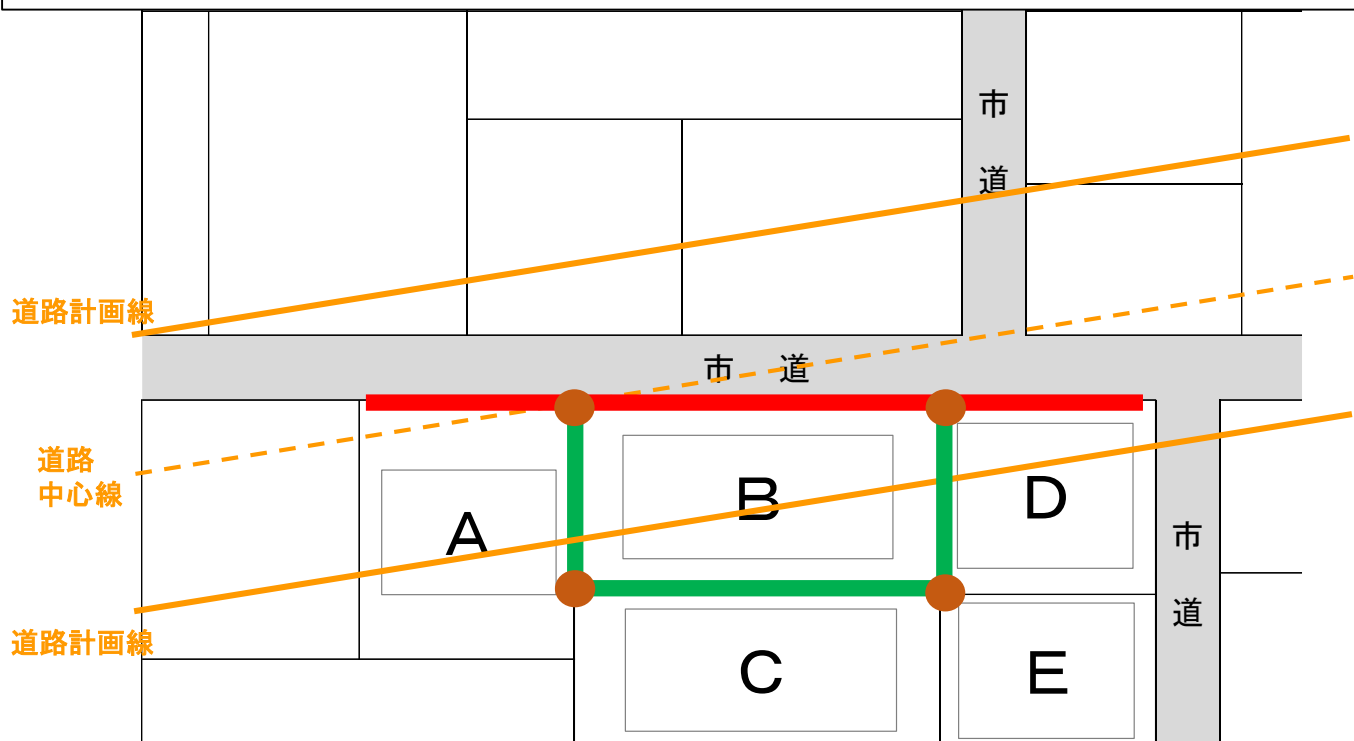
最後に道路用地として取得させていただく土地面積の確定についてです。

2つ目の作業の完了後、皆さまがお持ちの土地にどの程度、計画道路がかかるのかを、測量により面積を測定します。

その際、現地の状況や必要に応じて、道路の計画幅を示す杭や仮境界杭の設置をさせていただきます。

① 公共用地と私有地の境界確認、私有地と私有地の境界確認を行います。

- ・図のオレンジ線が、道路の計画線です。
- ・図の赤色の線が、現在ある道路などの公共用地と私有地との境界を確認する箇所です。
- ・図の緑色の線が、私有地と私有地との境界を確認する箇所です。



境界を確認する際の現地立会について、イメージ図を用いてご説明させていただきます。

今回の場合は、「Bさん」を例にとり、ご説明いたします。

横方向に書かれている2本のオレンジ色の実線が、計画道路線になります。

Bさんのお家は、上にある市道、Aさん、Cさん、Dさん、Eさんに囲まれた場所にあります。

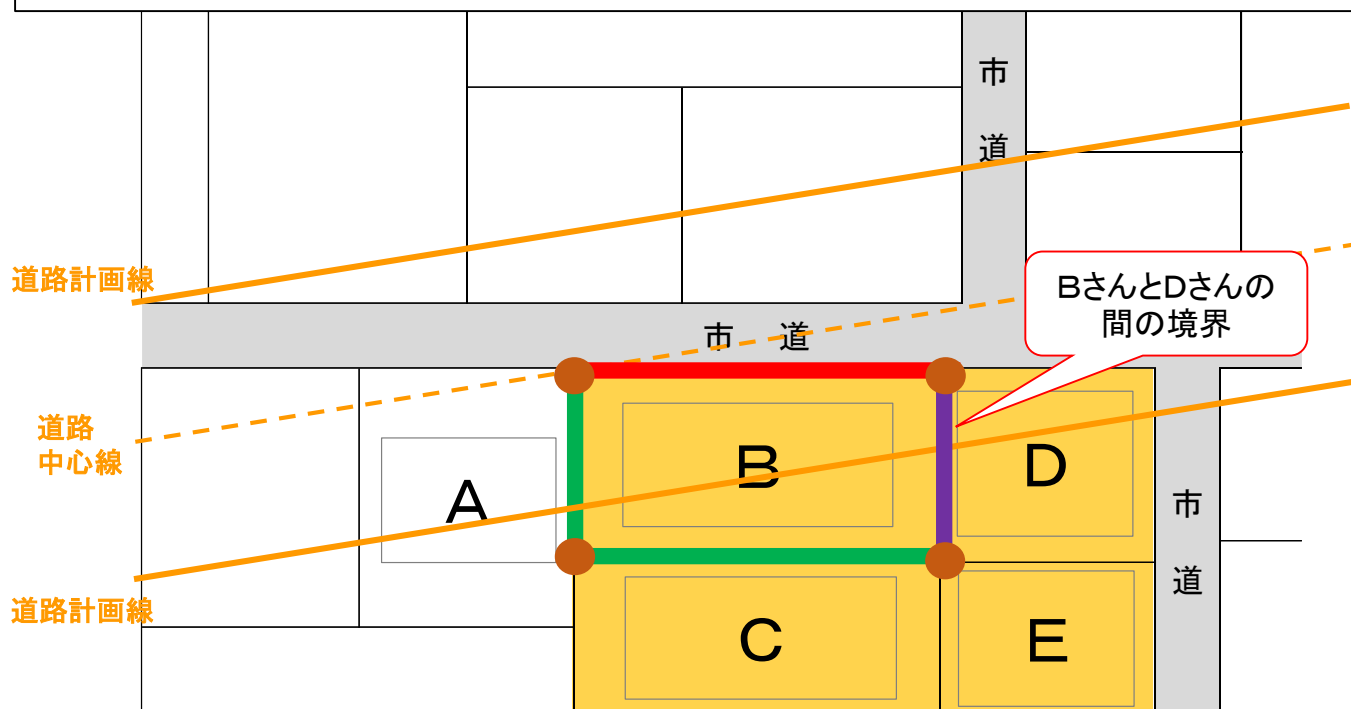
Bさんのお家の敷地境界を確定させるためには、市道との境界、赤色の線の箇所について、境界の確認をすることが必要となります。

また同様に、お隣同士、私有地との境界になりますが、緑色の線の箇所についても境界の確認が必要となります。



② 境界確認では、その境界の全ての関係者の立会が必要になります。

- ・紫色の線で示した、BさんとDさんの境界を確認する際には、  
Bさん、Cさん、Dさん、Eさん、市道の管理者である越谷市との立会が必要になります。
- ・そのため用地対象者であるBさんの土地の面積を確定するために、Bさんの土地に隣接する全ての土地所有者（隣接者）の立会をお願いさせていただきます。



境界確認では、その境界の全ての関係者の立会が必要になります。

例えば、先ほどのお隣同士である緑色の線の境界のうち、「Bさん」と「Dさん」のお家との境界の確認、紫色の線になりますが、その箇所の境界を確認する際には、黄色で着色されている「Bさん」「Cさん」「Dさん」「Eさん」及び、市道を管理している越谷市との境界の立会が必要となります。

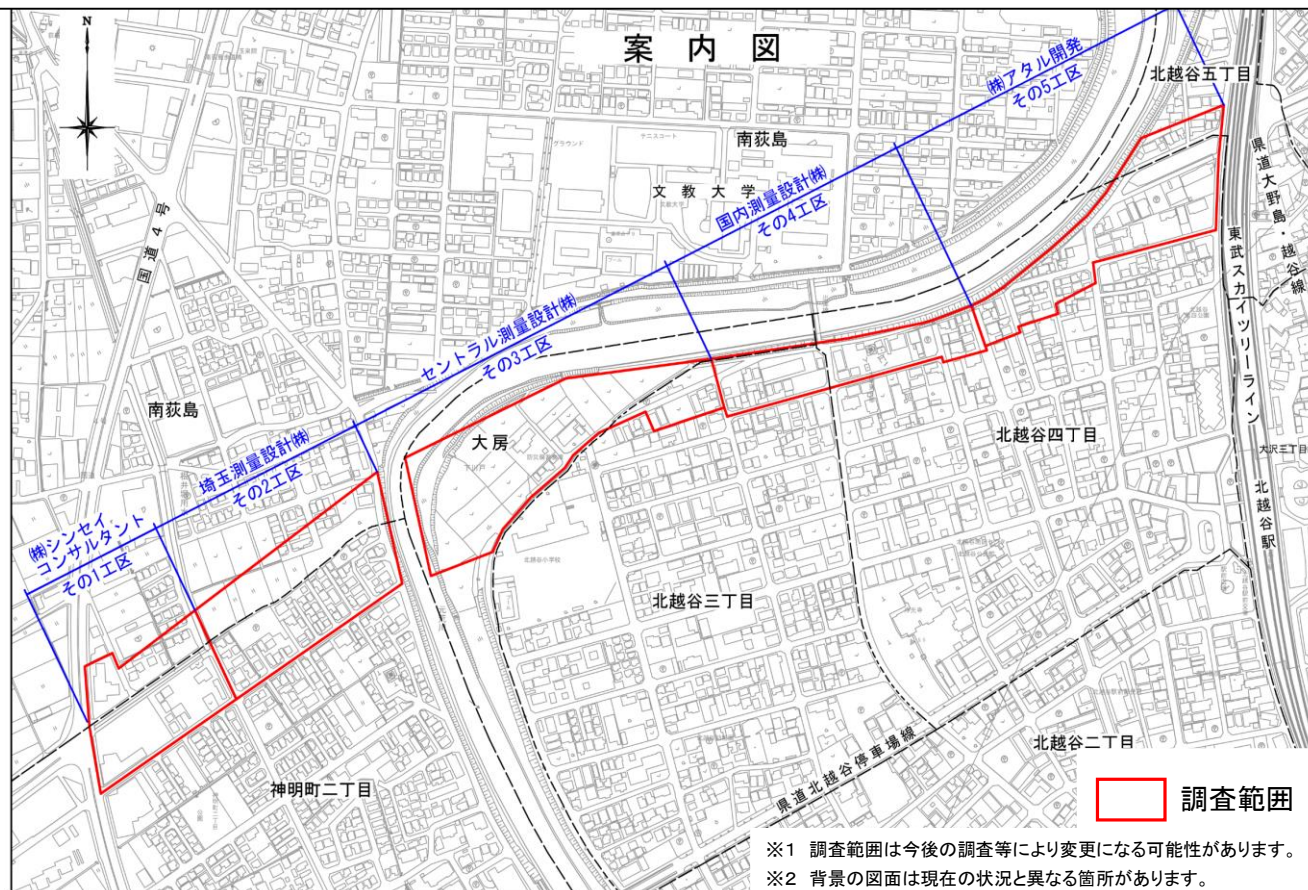
（市道との境界が既に確定している土地においては越谷市との立会は不要になる可能性があります。）

同様に、その他の境界について、全て立会を行うことで、「Bさん」の土地の境界が確定します。

そのため、用地のBさんの土地の面積を確定するために、Bさんの土地に隣接する土地所有者全員に現地での立会をお願いさせていただきます。



用地測量は、埼玉県が業務委託した測量業者が実施します。また、下の図のとおり、5つの工区に分けて、各工区を担当する測量業者が行います。



それでは、実際に現地にて今回の用地測量を実施する測量業者を紹介させていただきます。

延長が長いことから、用地測量は5つの工区に分けて作業を行います。

国道4号から東武スカイツリーラインに向けてその1工区からその5工区に分割しております。

各工区を担当する測量業者は下の一覧のとおりです。測量作業などを行う際は、越谷県土整備事務所が発行した身分証明書を携帯します。

工区	主な作業箇所	測量業者	住所	現場担当者	電話番号
1	大字南荻島	株式会社シンセイコンサルタント	春日部市上蛭田148-9	山田 康弘	048-762-0011
2	神明町2丁目	埼玉測量設計株式会社	さいたま市浦和区常盤9-5-8	山崎 一也	048-686-7222
3	大字大房	セントラル測量設計株式会社	草加市八幡町766-102	鈴木 輝茂	048-951-3824
4	北越谷3丁目	国内測量設計株式会社	越谷市花田1-11-8	荒川 義之	048-966-1871
5	北越谷4丁目	株式会社アタル開発	春日部市中央4-7-4	藤田 友行	048-761-5051

まず、国道4号から宮子通りまでの区間のその1工区を担当する株式会社シンセイコンサルタントでございます。現場担当は山田でございます。

続いて、元荒川までの区間のその2工区を担当する埼玉測量設計株式会社でございます。現場担当は山崎でございます。

続きまして、川を渡って主に大字大房地内のその3工区を担当するセントラル測量設計株式会社でございます。現場担当は鈴木でございます。

続きまして、出津橋前後の北越谷3丁目付近のその4工区を担当する国内測量設計株式会社でございます。現場担当は荒川でございます。

最後に東武スカイツリーラインまでの北越谷4丁目付近のその5工区を担当する株式会社アタル開発でございます。現場担当は藤田でございます。

これらの測量業者が現地で測量の作業を実施させていただきます。測量作業を行う作業員は、県が発行した身分証明書を携帯しております。また、皆さま方の宅地内に立ち入らせていただく際には、必ずお声がけさせていただきますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

現地で立会をお願いする際には、**事前にご案内の文書を皆様宛に配布させていただきます。**  
 ※1月～2月頃に配布予定

○ このご案内には、

- 立会をお願いする日時
- 当日ご持参いただくもの
- 注意事項
- 連絡先

等が記載されています。

○ **記載の日時でご都合が悪い場合には、文書に記載のある測量業者にご連絡いただければ、別途調整させていただきます。**

〇〇〇 様

越 整 第 000-00号  
 令和〇年〇月〇日

埼玉県越谷県土整備事務所長

都市計画道路 浦和野田線の土地境界確認の立会いについて(依頼)

日頃、県の道路行政につきましては、多大なる御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
 この度、都市計画道路 浦和野田線の用地測量を実施させていただいております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり現地にて、土地境界確認(土地の所有者以外の方には権利の境界確認)の立会いをいただきたく御願い申し上げます。

なお、当日、代理の方に立会いを委任される場合は、同封の委任状に記名押印をして、代理人の方に持参していただくよう御願います。また、ご都合がつかない場合は、お手数ですが、あらかじめ下記の測量業者までお知らせいただければ幸いです。

記

1 日 時 令和〇年〇月〇日(〇) 午前・午後〇時〇〇分頃

2 土 地 の 所 在 越谷市北越谷3丁目 〇〇〇-1、〇〇〇-2 番

3 持参していただくもの

- (1) この依頼書
- (2) 印鑑(境界についてご確認いただいた時の認めのためと、些少ですがお礼を差し上げる手続きのために必要となります。)
- (3) 境界立会い謝金振込依頼票(必要事項をご記入のうえお持ち下さい。)
- (4) 立会に来られた方名義の通帳等の表のコピー(振込先が確認できるもの)  
 ※ご用意できない場合は通帳等をご持参ください。  
 その際、通帳の表の写真を撮らせて頂きます。  
 (代理の方が立会いを行う場合は、代理の方へ振り込みます。)
- (5) 代理の方が立会いを行う場合は、委任状と代理の方の認印

4 測 量 業 者 株式会社〇〇〇〇  
 (担当者) 〇〇、〇〇  
 電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

5 発 注 機 関 埼玉県越谷県土整備事務所  
 道路施設担当 関根、野浦  
 電 話 048-964-5223(直通)

6 そ の 他 事前に、「道路計画幅を示す杭」及び「仮境界杭」を、御所有されている土地に打設させていただきますので御了承ください。

また、現地で土地境界の立会をお願いする際には、事前に、ご案内の文書を関係する皆さま方へ通知させていただきます。

こちらが関係する皆さま方あてに通知させていただく案内文の例になります。

ご案内の文書には、立会をお願いしたい日時・場所、当日立会にご持参いただきたいもの、注意事項、連絡先等が記載されております。

もし、記載された立会の日時でご都合が悪い場合につきましては、お手数ですが、案内に記載のある測量業者にご連絡をいただければ、(日時等の)調整をさせていただきます。

- 用地測量の作業は令和4年12月～令和5年3月頃までを予定しています。
- 用地測量の作業にあたっては、計画道路周辺の土地に立ち入らせていただく必要があります。  
(事前に測量のお知らせ文書をお配りさせていただきます。)
- 皆様の宅地内に立ち入る際は、必ずお声がけをいたしますので、ご協力をお願いいたします。
- 測量作業は、越谷県土整備事務所が業務委託した測量会社が行います。
- 測量にあたっては、作業員は身分証明書を常に携帯し、作業を行います。
- 現地で立会をお願いする場合は、事前に対象となる方にご案内文書を配布して、必要に応じて日程を調整したうえで伺いいたします。
- 現地での立会は令和5年2月頃からの予定です。(1月中旬以降、順次ご案内の文書配布を行います。)

最後に用地測量に関する皆様へのお願いです。

- ・ 測量の作業は今年の12月から来年の3月頃までを目標に進めていきます。
- ・ 用地測量の作業にあたりましては、浦和野田線の計画敷地内に立ち入らせていただく必要があります。
- ・ 皆様の宅地内に立ち入る際には、必ずお声がけをいたしますのでご協力をお願いします。
- ・ 測量作業は越谷県土整備事務所が委託した測量業者が行い、作業員は身分証明書を携帯します。
- ・ 現地で立会をお願いする場合は、事前にご案内文書を配布させていただきますのでご協力をお願いします。  
都合が悪い場合はお手数ですがご連絡をお願いします。
- ・ 現地での立会は令和5年の2月頃からの予定ですので、1月中旬以降、順次ご案内の文書を配布させていただきます。

## 【事業全般・用地測量に関すること】

埼玉県越谷県土整備事務所 道路施設担当

〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82

TEL : 048-964-5223 FAX : 048-960-1530

MAIL : [q645221e@pref.saitama.lg.jp](mailto:q645221e@pref.saitama.lg.jp)

ホームページ : <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b1011/index.html>



## 【土地や建物の補償・用地交渉に関すること】

埼玉県越谷県土整備事務所 用地担当

TEL : 048-964-5222

## 【元荒川の改修に関すること】

埼玉県総合治水事務所 工務担当

〒344-0063 春日部市緑町5-5-11

TEL : 048-737-2001

事業概要及び用地測量についての説明は以上です。

本日の質疑のほか、不明点や気になる点等がございましたら  
こちらのお問合せ先まで御連絡ください。

続きまして引き続き、「用地取得の流れ・補償のあらまし」について、用  
地担当よりご説明させていただきます。